

岩手県告示第189号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、二級建築士試験の受験資格（昭和26年岩手県告示第475号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

平成21年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	建築に関する科目	年 数
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号。以下「第743号告示」という。）第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第743号告示第1に規定する科目	0年
	第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号。以下「第744号告示」という。）第1に規定する科目（第744号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の年数に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	建築に関する科目	年 数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	第743号告示第1に規定する科目	0年
		第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年

	1年	第744号告示第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	第744号告示第1に規定する科目（第744号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第744号告示第1に規定する科目（第744号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の例に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	建築に関する科目	年 数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	第743号告示第1に規定する科目（第743号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	第744号告示第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	第744号告示第1に規定する科目	3年
	2年	第744号告示第1に規定する科目（第744号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第744号告示第1に規定する科目（第744号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の例に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に旧告示各号に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験（単なる写図若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を除く。以下同じ。）がこれらの課程に応じてそれぞれ当該各号に定める年数に満たない者で、同法の施行の日以後に、同法の施行の日前の当該各号に定める建築に関する実務の経験の年数と同法の施行の日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ当該各号に定める年数以上有することとなるもの
- 6 1から5までに規定する者のほか、知事が建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者